

平成二十七年三月定例会

悪臭問題特別委員長報告

平成二十七年三月二十四日

悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における活動の概要と、委員会としての所見について、ご報告申し上げます。

当委員会は、今年度においても、概ね月一回のペー
スで会議を開催し、苦情件数や悪臭の発生状況などの
報告を受けるとともに、悪臭問題の解決に向けた協議
と改善策の提案を行ってまいりました。

それでは、初めに、旧堆肥製造事業所の現況につい
て、申し上げます。

事業所は、平成十一年に、山形県知事から産業廃棄
物処分業の許可を受け、その後、五年ごとに処分業の
更新を行いながら事業を継続しておりましたが、昨年
五月に許可期限を迎えた処分業の更新をせず、以前
から表明していた、堆肥製造事業から飼料作物を栽培
する新たな事業へと、正式に業態転換いたしました。

当委員会の対応としては、私が代表して事業所の代表者と面会し、その事実を確認するとともに、事業所の建物内部に残る一万三千立米程の堆肥の搬出計画を示すことや、今後も維持管理を怠ることなく、脱臭装置を適宜稼働させ、近隣への臭気の発生を防ぐよう強くお願いしてまいりました。

その後、事業所の代表者から、南原地区自然環境保全推進協議会並びに地域住民の皆様に対し、『堆肥製造に伴う臭気対策として脱臭装置を設置し、悪臭防止法に基づく規制基準はもとより、市と悪臭公害防止協定を締結し、さらに厳しい基準を遵守するなど真摯に取り組んできたものの、臭気の問題が解決しない現実を踏まえて、このたび苦渋の決断に至った』と、書面によって報告されたところです。

一方、市当局の対応としては、堆肥製造事業に伴う悪臭公害の防止を図るために、同事業所と締結していた悪臭公害防止協定の所期の目的が達成されたものと

みなし、条件を付した上で同協定を廃止しました。

ただし、事業所の建物内部に堆肥が残っている間は、地域住民の皆様への不安が完全には払拭されないとの認識から、今後も置賜総合支庁の指導を仰ぎながら、定期的な現地調査の実施や堆肥の搬出状況などを報告するなど、市が責任を持って対応に当たることを地域住民の皆様にご約束しております。

事業所から発生する臭気が、市内の広範囲の地域に到達し、大きな社会問題となっていたことを顧みると、現在、その臭気は事業所のそばでも感じることはなく、加えて、今年度の苦情が二月末現在で一件のみであることは、南原地区自然環境保全推進協議会の皆様によって精力的に展開された署名活動が、実を結んだ形であると言えます。

また、先ほど述べた事業所の業態転換の決断と、これまでの県・市当局の指導及び当委員会で続けてきた調査・研究による一定の成果があらわれたものと考えております。

次に、養豚事業所の現況について、申し上げます。

事業所が臭気対策の一つとして取り組んだ、四十五%の減産体制は現在も継続されており、減産前と比較すれば臭気の総量が減ったことから、苦情は事業所近隣の限られた地域に限定され、その成果は大変大きいと言えます。

しかしながら、事業所は、このまま減産体制を続けた状況で経営を維持することが困難なことや、南原地区の住民の方々が農場の移転を強く求めていることなどから、市内での移転について前向きに検討していることを、昨年度の報告においても触れさせていただいております。

現在、事業所は、市内に複数あった候補地の中から、さらに地域を絞って、具体的な移転の準備を進めているところですが、移転候補地における、近隣への環境影響などについて事前に把握し、農場の建設が可能かどうか、地域の方々に判断していただく参考とするた

め、昨年の七月に、山形大学へ調査を依頼しております。

なお、本市の畜産振興の観点から、この調査の実施に対する支援として、調査費用の二分の一を支出する「畜産環境対策支援事業費補助金」が、二十六年予算に計上されていることを申し添えます。

事業所が実施した調査についてであります。十九日に開催した委員会において、当局から、調査の依頼先である山形大学より、事業所に対し、十八日に調査報告書が提出され、現在、内容について精査中であるとの報告がありました。

また、当局から、調査報告書の構成については、『臭気の拡散の可能性と環境への影響』、『農場の取水・排水による影響』及び『移転候補地域の将来に対する影響』として、大きく三つの項目でまとめられているとの説明がありました。

さらに、当局から、事業所では、新農場の建設に当

たつては、二度と住民の皆様の生活環境などに影響を及ぼし、ご迷惑をおかけすることがないように、慎重に進める必要があると考えていることから、今回の調査の精度をより高めるための事業に、主体的に取り組んでいるとの報告がありました。

具体的には、新年度に国の補助を受け、農場の悪臭苦情の根本原因を調査し、臭気の影響度の評価方法などを確立しながら、新農場を建設する際の適地の選定をよりの確に行う事業に取り組みたいと考えており、事業実施計画の承認申請を三月十一日付けで、東北農政局に対し提出したとのことであります。

これに対し、当局から、この事業は、事業所が中心となり、本市、山形県、山形大学、米沢食肉公社及びJAグループで「米沢地域共存型養豚協議会」を組織し、臭気対策をより万全なものにするための検討と合わせて、地産地消の推進によって、地域と共存できる農場の建設を目指すものであり、今後、新農場建設に対する国の補助事業においても、優先採択の要件とな

っているものであるとの説明がありました。

当委員会としては、事業所が、みずから、主体的にこれらの事業に取り組む姿勢を示していることから、新農場建設の早期実現と悪臭問題の完全解決を期待するとともに、本市の畜産振興に寄与するものと強く思うところであります。

当委員会は、平成二十年十二月定例会において初めて設置され、六年以上が経過しております。

この間、両事業所の決断により実施されてきた様々な対策や取り組みが、悪臭苦情の大幅な減少につながったことは事実であり、大変大きな成果であると感じているところです。

具体的に悪臭苦情の件数で申し上げますと、最も多い平成二十一年度が七百二十三件、今年度が二月末現在で四十五件であり、今年度の件数は、平成二十一年度の月平均を下回るとともに、苦情の発生も事業所の

近隣に限定されております。

また、先にも述べたとおり、当委員会が続けてきた調査・研究に基づく改善策の提案と、特に、三年前に米沢市議会として初めて実施した、地方自治法第百条の二の規定に基づく「専門的知見」の活用は、悪臭問題の早期解決に向けた、より具体的な監督・指導へ結び付く調査であったと、評価していただけるものと考えております。

当委員会のこれまでの活動を総括いたしますと、両原因事業所の事業に伴う悪臭苦情が大幅に減少したところや、特に、養豚事業所にあつては、悪臭を解消する当初の観点から、本市の産業と畜産振興を見据え、現農場の市内での移転を後押しする観点へとシフトした事実を踏まえ、特別委員会設置の所期の目的は十分達成されたと、当委員会の総意として判断しているところであります。

最後に、当委員会の活動に対し、ご支援、ご協力をいただきました。南原地区自然環境保全推進協議会の皆様をはじめ、市民の皆様に対し、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。

以上、今年度の当委員会の活動の概要と、所見について申し上げます。委員長報告といたします。